

このたび、6月8日から26日まで19日間の日程で定例議会が開催されました。平成17年の新柳川市誕生後、合併協定項目をもとに市民サービスの格差是正、統一が図られてきておりますが、今回の議会で総合福祉センターや公民館などの使用料が統一されることになりました。

また、所得の格差、都市と地方の格差が盛んに論じられていますが、そういった状況の中で健康保険制度が改正され、私たちにとって、ますます負担が増えていくような気がします。

さらに、新柳川市建設に向けての投資、財政基盤の確立なども具体的な取り組みが着手されております。私は今回の議会で、今後の柳川創りの根幹となるそういったものの課題を明らかにするため一般質問いたしました。以下、主なものをご報告いたします。



柳川市議会議員
佐々木創主

佐々木創主議会報告（16号）

平成19年第3回定例議会 会期：6月8日～26日

○平成19年度一般会計予算が一部修正され、可決しました。

平成19年度予算26,874,000千円に、執行部から26,035千円追加の補正予算が提案されましたが、議会でその補正額のなかからピアスのアスベスト調査費3,800千円を減額する修正（詳細後述）がなされました。したがって、執行部から提案された26,035千円から3,800千円を減額した22,235千円を追加し、**今年度の予算総額が、歳入歳出とも26,896,235千円**となりました。

主なものとしては

- △地域資源地図作成費の2,700千円。農漁業を中心に文化的遺産や特産品などを地図に整理し、教育用教材や他地域からのお客様への資料として活用しようというもので、作成部数5,000部。
- △久間田漁港のクレーン、海苔移送ポンプの移設費9,855千円。
- △三柱神社の秋の大祭「おにぎえ」のイベントへの助成補助金1,000千円。
- △旧白秋北団地の駐車場整備にともなう、沖端漁協の倉庫の移設費用の追加分2,700千円。これについては、同地が駐車場になることにともない、白秋生家東側の三叉路の交通渋滞が懸念されるため、対策を講じるよう求めました。
- △問題を抱えるこども等自立支援事業費2,732千円。これはいじめや不登校解決のため児童相談所、スクールカウンセラー、民生児童委員、保護司などの専門家を含めた自立支援ネットワーク会議を立ち上げ、解決方法を検討するとともに、現在不登校生徒が多い中学校2校に相談指導員を配置するもので、今年度から県の事業として新たに行われるものです。
- △議員用の防災服購入費450千円、今回から新たに発行することになった「議会だより」の制作費2,800千円。

○国民健康保険条例が改正されました

今回の改正は、国の制度改正によるもので、二つの事項が盛り込まれております。

国民健康保険税は、所得に応じた課税となっておりますが、一定以上の所得がある世帯は、その課税される限度額が設定され一律の税率となっており、これまで国民健康保険税の最高額は53万円でした。しかし昨今、所得の格差が問題となっており、その所得の2極化により税の負担の公平性の観点から、今回、その**限度額が53万円から56万円に引き上げられることになりました**。今回の改正で、この限度額を超える世帯は、柳川市では711世帯から615世帯となります。

次に、介護保険に関し、第2号被保険者（40歳～64歳）の国民健康保険税には介護保険の部分

が含まれていますが、介護給付費が大幅に増加して保険財政が悪化しているため、今回の改正で第2号被保険者の国民健康保険の介護保険にかかる部分の所得割額が、これまでの1.2%から1.9%に引き上げられ、均等割額も一人当たり7,000円から8,000円に引き上げられることとなります。

少子高齢化による今後の先行きが憂慮されていますが、早くもこういう形で私たちへ負担の増加と言う形で現れてきています。その介護給付費を全国ベースで見ると、平成12年の3,200億円が平成18年度は6,400億円と倍増しています。今回の改正でも、その収支バランスは赤字を解消するまでには至らず、更なる引き上げとなる可能性があります。

また、前回の議会報告でお知らせしたように、平成20年度から、75歳以上の方々がすべて加入する後期高齢者医療制度がスタートします。これにしても私たちにとっては負担の増加になる恐れがあり、先行きが思いやられます。

○公共施設の使用料が統一されることになりました

これまで、公民館や体育施設などの公共施設の使用料は、旧1市2町で均一ではなかったため、不公平感からその解消が指摘されてきました。今回、行政改革の一環としてその見直しを図るということで、統一されることになりました。

まず、総合福祉センターや公民館などは、「水の郷」を基準として、面積に応じた設定になり、使用時間についても1時間単位となります。冷暖房料は、部屋の使用料の半額で統一されました。

また、減免規定についてもばらつきがあったため、統一されました。

次に市民体育館、グラウンド、テニスコート、武道場などの体育施設も、利用時間が1時間単位となり、使用料は類似施設ごとに設定され、冷暖房料、照明料、減免規定も統一されています。

また、小中学校の体育館、運動場についての使用についても、統一されています。

○農村公園が新たに作られました。

現在、柳川市には公園条例で管理する公園が19箇所（旧柳川:5、大和:4、三橋:10）、農村公園条例で管理するものが30箇所（旧柳川:14、大和:14、三橋:2）ありますが、今回新たに5箇所の公園が加わることになりました。

野田農村公園（西蒲池）、上ヶ地ふれあい公園（大和町中島）、鷹尾西緑地公園（大和町鷹尾）、中島遊歩道公園（大和町中島）、正行水辺公園（三橋町正行）

○公共工事での家屋損害に対し、損害賠償をおこなわれることになりました。

これは、筑後平野南部農地保全事業としておこなわれた、大和町谷垣開の水路工事で、民間の建物に損害を与えたということで、その損害賠償として330万円が支払われることになりました。

この件に関し、水路に面した部分の工事であるため、こういう事故が生じることは懸念されるため、そこを配慮した設計が行われているはずで、施工業者の施工の過失を全く問うことなく、市が損害賠償額を全額負担するのはおかしいのではといった指摘がされました。

○平成19年度から3ヵ年で、市営の土地改良事業が行われることになりました。

事業概要：農業用排水路施設整備 事業費：271,080千円

蒲池地区：400m、三橋川北地区：1300m、大和南部地区：680m

○公平委員に、林弘子さん（72歳、大和町六合）が再任されました。

*公平委員とは、職員の利益保護と公正な人事を保障するために置かれ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する要求を、審査・判定し必要な措置をとったり、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁定をしたりします。

○教育委員に、吉開洋一郎さん（73歳、高島）が再任されました。

○隅町団地跡地活用に関する請願が、趣旨採択となりました。

これは、市が元隅町団地の跡地を売却の対象としていましたが、柳河地区の区長会をはじめとする主要団体から、同地を公園化し災害時の避難場所などとして有効活用してほしいとのものでした。建設委員会で審査された結果、同地は売却すべきではなく、今後地元と協議し、公園に限らず地域活性化のために有効活用すべきという結論がだされ、本会議でも全員賛成で承認されました。

こういった利用されていない柳川の財産は 36 件あり、そのなかで 20 件は売却する方針となっています。しかし、今回の件で、その方針に一石を投じることになりますし、また、公園化するとすると、他の地区との公平性から市全体の公園配置の議論になる可能性もあります。

○浦島橋架け替え工事に伴う請願が、趣旨採択となりました。

これは、国道 208 号線の矢部川にかかる浦島橋が老朽化しているため、以前から架け替えが懸案事項となっていました。当初、旧大和町で、平成 14 年度から工事に着手される予定でしたが、地権者の同意が得られず、中止されたまま現在に至っております。現在、有明沿岸道路が 208 号線のバイパスとして建設中で、来年 3 月完成の予定です。そうなりますと現 208 号線は、県道に格下げとなるため膨大な事業費を伴うこの事業の実現が難しくなってしまいます。

したがって時間も限られているため、今回の趣旨採択で議会でも特別委員会を設置して、後押しするという事になったのですが、執行部から全力をあげて地権者説得にあたるから、しばらく見守ってほしいということで、特別委員会設置は見送られることになりました。

◇一般質問

新柳川市が誕生し 3 年目となりましたが、全国的にも平成 13 年の地方分権一括法施行以来、合併が加速し 3,200 あった自治体が 1,800 になっています。そもそも、合併の目的は、地方分権の推進、広域行政への対応、行財政の効率化と言われてきました。しかし、その根底には国・地方合わせ 700 兆円もの財政赤字のなかで、国と地方の構造改革をし、地方自治体の合併を促進しスリム化することによって国の財政難を軽減させるところに大きな狙いがあったと言われてしています。

ここに来て、いち早く合併をした自治体の例から、柳川市にとっての教訓めいたものが見えてきております。そこで、新柳川市建設に向けての課題と対策(財政、街づくりに)について質問しました。

3 年目となって、マスタープランの実施計画、都市計画マスタープランの作成着手、行政改革実施計画、中期財政計画などが示され、新市建設に向けての具体的な内容が示され、着手されています。

その内容は、

- ・マスタープラン実施計画：マスタープランで示された、これからの目指すべき姿を実現するための具体的施策を示すもの。
- ・都市計画マスタープラン：これからの街づくりの基礎となる、道路網整備や土地利用計画、景観保全などの基本となる指針で、20 年後の柳川市の姿を示すもの。
- ・行政改革実施計画：合併の目的の一つである、行財政の効率化を進めるため、職員数の削減、行政経費の抑制といった経常経費の適正化、行政評価システムなどを導入し新たな行政システムの構築、市民参画を促進する行政手法の導入などを、具体的に実施していこうというもの。
- ・中期財政計画：今後の新市建設をするうえで、財政的な裏づけはもとより、健全な財政状態を確保することが必要で、平成 23 年までを目途とした今後の財政運営の指針となる計画。

まず、今後新市建設に向けてマスタープラン実施計画などに謳ってある**予想される必要ハード事業**がどのようなものがあり、その実現に**どれくらいの事業費がかかるのか**を示したのが下記の表です。

事業名	内容	これまでの実例
小中学校校舎の改築、改修	昭和 45 年以前建設の校舎 城内小、二ッ河小、垂見小、中山小、大和中	藤吉小学校：6 億 8 千万円

小中学校校舎の耐震診断、工事	柳河小、城内小、昭代一小、昭代二小、蒲池小 中島小、大和小、豊原小 矢ヶ部小、二ツ河小、垂見小、中山小 昭代中、蒲池中、大和中、三橋中	柳城中：2億5千万円（改修分含む）
地区公民館建設	大和、三橋の11地区	城内公民館：1億2千万円
老朽化市営住宅の建替	全体で557戸の内、耐用年数経過分の169戸	蒲池団地（100戸）：20億円
ごみ焼却場の建替	現在の焼却場：平成3年建設、耐用年数は15～20年	現施設の建設費：25億円 ダイオキシン対策費：20億円
総合運動公園建設	合併協定項目の計画事業	

これだけ見てみても、莫大な事業費が必要であることが分かります。

次に、今後そういったものを建設していくうえで、しっかりとした財源の裏づけが必要となるが、平成19年度で見ると268億円の一般会計予算の収入のうち額が大きいものは、**地方税66億円（24%）、地方交付税79億円（29%）、地方債28億円（10%）**となっており、純粋な自主財源が24%しかないため、国から交付される交付税と借金に頼らざるを得ない状況です。したがって、こういう財源の中身と先行きをしっかりと検証しておく必要があります。

その財源を、具体的に検証しました。

△合併特例債

まず、地方債の中で合併自治体が特例的に活用できる合併特例債は、償還費の70%が後年に地方交付税で措置されるということで、合併を促進させる要因となり、当時は国が与える**アメ**と言われた。そのアメを使わなきゃ損とばかりに箱物建設に多額を投入した自治体が財政難に拍車がかかったという例も報告されている。実は**アメではなく疑似餌**であったと言われてきている。なぜなら、償還費に70%繰り入れられるといっても、その額そのものが返ってくるのではなく、ましてや地方交付税そのものが減額されているため、70%どころか普通の起債とあまり変わらなくなっているとまで言われており、この活用には慎重を要する。

これに対し、執行部も活用の仕方次第では、劇薬にもなりかねないため計画的に活用していきたいとの答弁でした。

また、この合併特例債は、新市建設のための大きな財源であるが、道路改修、河川改修などの通常事業に活用されており、財源不足の補填的な使われ方をしているということ。

この道路維持、河川改修は市民生活に大きく関わるものであるが、市長の選挙のときのマニフェストに「道路維持の予算を増やします」とあり、その達成度評価は「B」の「ある程度実績を上げている」となっている。しかし、それは全く根拠のないもので、合併前に比べ大きくその予算が減らされており、市民の間からも不満の声も出ているのに、ある程度成果をあげているなどとは自分で都合のいいように評価したとしか思えないと指摘しました。

△地方交付税

合併した自治体は、当然一つの自治体になるわけですから、地方交付税は、その計算式で合併前の総額より少なくなります。合併後10年間は合併前の総額を支給するという（合併算定替え）優遇措置があります。しかし、その後は一つの自治体としての計算式により減らされます（一本算定）。11年目から少しずつ減らされ15年目に全額減らされることとなります。

その、合併算定と一本算定の差額がどれくらいかということ、約10億円ということです。**10億円も減らされる**ということは市の財政に与える影響は少なくありません。したがって、10億円がないものが本来の姿ということになります。そこを踏まえた財政運営をしていかなくてはならないと指摘しました。

△地方税

市の純粋な収入である地方税ですが、いかにこれを確保していくのが重要となります。統計によ

ると現在 74,000 人の人口が、10 年後の平成 28 年には 67,500 人になると推定され、6,500 人も減少するとされています。マスタープラン実施計画によると、それを 71,000 人に目標を設定し、3000 人の減少に止めるとしています。

そのために、企業誘致、住環境整備、道路などの交通アクセスの改善などが考えられるということですが、これは容易なことではありません。しかし、多方面から検討し、総合的な対策を講じる必要があります、いかに人口減少に歯止めをかけるのか重要なテーマです。

人口が減るということは、即、**税収の減少**につながり、街の活気も失われます。中期財政計画によると、今後税収が 1.5% 増えると想定しています。しかし、人口が減っていくのに税収が増えることなどあり得るはずもなく、信憑性のある長期の財政計画の建て直しを求めました。

同時に、行政改革実施計画により人件費、物件費などを減らし行政コストを圧縮し、その分、他の投資的費用の割合を高める努力がなされています。

したがって、今見てきたようなところを踏まえた柳川市にとっての適正な財政規模を、まず想定しなくてはならない。そして、行政改革を実施したうえ、投資事業費がどれくらい確保できるのかを想定し、これからの必要事業のやり方や順位などの具体的計画を作成し、市民の皆さんへ示す必要があるということを目指しました。

今回は、財政問題で 1 時間の持ち時間を使い切ってしまったため、まちづくりについては次の機会に持ち越すことにしました。

◇ピアスアライズ社のアスベスト問題について

この問題は、新柳川市となった平成 17 年から議論の的となってきたものですが、そのピアスアライズが今年の 10 月で撤退することを表明しました。

そこで今回、市がピアス工場に存在するアスベストの撤去費用にいくらかかるかを調査する費用を提案しました。賛成意見もありましたが、アスベストの調査は市が行うのではなく、すべてピアス側にやらせるべきとのことで、その調査費 380 万円は削除されることになりました。

このピアス工場は、昭和 45 年に建設されたものですが、合併前の平成 15 年に旧大和町がピアスと売買契約を結び、ピアスから購入したもので柳川市の財産となりましたが、そのままピアスに賃貸され、現在もピアスが操業を続けています。

しかし、新柳川市となってから、この物件の売買契約の内容と交渉経過に不審な点があるということで、一部市民が石田市長を訴え、裁判が継続中です。同時に、議会でもたびたび取り上げられ、市長および市長派議員と反市長派議員の対立の一因となってきました。

その中身は、ピアスから土地と工場建物を購入する際、その売主側が行った鑑定評価に基づいて購入するという事は常識的に考えられない。化学薬品を使っている工場なのに土壤汚染調査をしていない。購入して、そのままピアスに貸すという特別の便宜供与をしているというもので、議会では 100 条委員会が設置されて、市長の責任が追及されました。その中でアスベスト問題が出てきて、市長はその撤去はすべてピアス側の責任でやらせると答弁していました。しかし、全体的に議論は平行線のままで、現在でも火種が残った状況です。

私は、この件は旧大和町での話で、議会も了承している話であり、そんなに重箱の隅をつつくようなことをしないで、新市建設に向けた前向きの議論をすべきという思いで、100 条委員会設置、その決議にも賛成しませんでした。

そして今回、ピアス側の 10 月撤退が明るみになって、建物の処理の問題が現実的となってきたため、そのアスベストの撤去費用の調査費 380 万円が提案されたわけです。

これまで、この議論のなかで市長はアスベストの問題については、すべてピアスに責任をもってやらせるということでしたので、私も、すべてピアスが行うものと思っていました。なのに、ピアス側

が撤去すべき費用の調査を、なぜ柳川市がやらなければならないのかが分かりません。というのも、これまで市長が何度かピアス側と接触をしているようですが、その交渉の中身が明らかにされていません。その中身が分からない以上、現状と先行きを判断のしようがありません。というより、どうもピアス側は撤去費用のすべてを負担することに難色を示しているようで、今後ピアスと柳川市との責任の割合の話になりそうな気配です。場合によっては司法の場へ持ち込まなくてはいけなくなるかもしれないとのこと。それでは、当初と話が違ってきているように思えます。

不動産の鑑定評価も、その売買の仲介業者もピアスの子会社によるものです。そもそも、そんなピアスにとって都合のいい売買契約を鵜呑みにした旧大和町の執行部、そして議会がその契約条件を精査もしないで同意してしまったからこそ、こういう事態を招いているのです。

私たちは、新柳川市の一員です。旧大和町の二の舞を踏むわけにはいかないのです。ピアス側との交渉経過も知らされず、現状と先行きがまったく見えないままでは、判断のしようがありません。今後、場合によっては司法の場で争うことになるかもしれない状況で、わざわざ撤去費用の調査を、なぜ柳川市が負担してやらなければならないのでしょうか。それでは最初からピアスとの責任割合の話に応じるという前提になってしまうような気がしてなりません。勇み足をするわけにはいきません。市長も、総務委員会でピアスにすべての責任があると改めて意思表示しました。であるならば、断固として、ピアスに対しすべての責任で調査を含め撤去すべきと通告すべきです。

執行部と議会の間で、ずれがあってはなりません。対立している場合ではありません。相手はピアスなのです。ここは、執行部と議会が情報を共有し、意を一にして、今後ピアスとどういう風に対処していくのか、しっかりと検討しなければならないと思います。

したがって、私は、この議案を審議した総務委員会で、市長に、いったん議案を取り下げて議会と意思の統一を図るため膝を詰めて話をする機会を持つべきではないかと提言しましたが、単に時間がないとの理由で受け入れられず、結果、またしても賛成と反対で議会が二分されることになってしまったのが残念です。

平成 19 年 6 月 27 日
柳川市議会議員
佐々木創主

柳川市新外町 119-2
TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058

e-mail:soshu.s@nifty.com

<http://homepage3.nifty.com/soshu/>

○保険プランナーの一口メモ

久しぶりの一口メモですが、今回は火災保険についてのお話をしたいと思います。というのも、5年ぶりに今年の4月から火災保険料の料率が改定されました。

昨今の自然災害の多発による保険金の支払いの増加、逆に建築資材の高性能化、火災の発生率の低い建物などにより基本料率が改定されたのに伴い、保険会社各社で、火災保険の料率の改定が行われ、今年の4月から新しい保険料となっております。また、これまでは、どこの保険会社で火災保険に加入しても同じ保険料でしたが、自由化の流れから格差も出てきております。

九州地区では台風などの自然災害の多発などにより、保険料は軒並みアップしています。特に、住宅専用に比べ店舗などの物件の値上げ幅が大きくなっています。そこで、店舗物件を例にとり、東京海上日動火災保険㈱の旧保険料と4月からの保険料、そして新商品との比較をしたのが下記の表です。

比較表 前提条件（建物：店舗兼住宅 構造：木柱、モルタル 保険金額：2,000万円）

		火災・落雷・爆発	風災	水災	水漏れ、盗難 物体の落下、衝突	破損などの 日常の事故損害	旧保険料	4月1日からの 改定保険料	
共通商品	普通火災保険	○	○	×	×	×	55,400円	75,200円	
	店舗総合保険	○	○	○	○	×	58,800円	77,800円	
東京海上 独自商品	個人財産総合保険	A	○	◎	◎	○	○	55,800円	59,850円
		B	○	◎	◎	×	×	52,000円	55,760円

* これらは、上記の前提条件での保険料です。保険金額、職種や構造によって保険料は変わります。

* ○と◎は補償されます。×は補償されません。

東京海上日動火災保険(株)
保険プランナー 佐々木創主